

障害のある方を対象とした NHK放送受信料の免除基準が変わります

平成20年10月1日から免除基準が拡大されます。すでに免除を受けている方は手続きの必要はありませんが、免除基準が拡大されたことにより対象となり、減免を希望される方は申請の手続きが必要となります。

	全額免除 [障害者の方を世帯構成員に有する場合]		半額免除 [障害者の方が世帯主の場合]	
	平成20年9月30日まで	平成20年10月1日から	平成20年9月30日まで	平成20年10月1日から
身体障害者	生活保護法による最低生活費の額に身体障害者特別加算額を加算した額の費用によって営まれる生活状態以下の世帯	世帯構成員全員が市町村民税非課税	●視覚・聴覚障害者 ●重度のし体不自由者	●視覚・聴覚障害者(変更なし) ●重度の身体障害者(内部機能障害等を追加)
知的障害者	重度の知的障害者を構成員に有する世帯で、世帯構成員全員が市町村民税非課税	世帯構成員全員が市町村民税非課税(重度以外も対象)	適用外	重度の知的障害者
精神障害者	適用外	世帯構成員全員が市町村民税非課税	適用外	重度の精神障害者

〈申請の窓口〉 役場福祉課及び各振興センター 地域振興課

〈お問合せ先〉 ●役場福祉課……………☎0868-54-2986

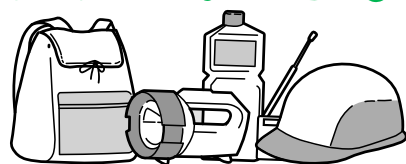
●上齋原振興センター……………☎0868-44-2111

〈申請に必要なもの〉 障害者手帳、印鑑

●奥津振興センター……………☎0868-52-2211

●富振興センター……………☎0867-57-2111

9月1日は 防災の日



9月1日の「防災の日」は、1923年（大正12年）のこの日に起きた関東大震災の教訓を忘れない、という意味と、この時期に多い台風への心構えの意味も含めて1960年（昭和35年）に制定されたものです。（暦の上では立春から数えて210日目を特に「二百十日」と呼びます。ちょうど稲の開花期に台風が来たり強風が吹き荒れることに注意を促したしきりとも言えます）

最近の台風は勢力も強く、また局地的に大雨を降らせる事があります。土砂災害等（土石流、がけ崩れ、地すべり）には、十分に注意して下さい。また、少しの雨でも土砂災害は起こることがあります。自分の所は大丈夫と思わず、防災意識の高揚に努めていただきますようお願いします。

家庭では、いざという時に備え避難場所の確認や非常持ち出し袋を用意しておきましょう。阪神淡路大震災では、家具や家電の転倒による被害も多く報告されています。不安定な家具、また危険なものがないかなど、この機会にぜひ今一度家の内外の点検をしましょう！

平成20年度 野猪防護柵設置補助金

イノシシによる農林作物への被害を防止するため、次のような防護柵を対象に設置費用を補助します。

補助対象施設	補助の方法	備 考
トタン、金網	1m当り250円	設置施設延長50m以上 ※補助額は総事業費を上限とします。
電柵	電牧器本体購入1台 15,000円 1m当り125円	
ネット	1m当り100円	

申請方法：鏡野町役場産業観光課、又は各振興センター 地域振興課に補助金申請書を提出してください。

申請期間：平成20年9月30日(火)まで

お問い合わせ：鏡野町役場産業観光課、又は各振興センター 地域振興課

野外焼却(野焼き)の禁止

野外焼却(野焼き)は、田畑での稲わら・もみ殻・あぜ道の草などの焼却、社会の慣習上やむを得ないとんど焼きや軽微なたき火などを除き、原則として禁止されています。たき火などの軽微な焼却であっても、風向き・時間帯を考え、周辺住民の迷惑になるような焼却は止めましょう。特にビニール、ナイロン、プラスチック類の焼却は、煙、すす、悪臭により周囲の人に迷惑をかけるだけでなく、ダイオキシン類や塩化水素などの有害物質発生の原因となりますので、絶対止めましょう。

また、焼却炉の構造基準が強化され、簡易焼却炉の使用も禁止されています。平成13年4月から、野外での焼却には厳しい罰則が設けられています。状況によっては、5年以下の懲役、もしくは1千万円以下(法人の場合は1億円以下)の罰金を科され、また、これらを併科されることもあります。